

船舶事故調査報告書

令和5年9月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 令和4年11月18日 07時00分ごろ |
| 発生場所 | 兵庫県神戸市垂水漁港南西方沖 播磨垂水港南防波堤西灯台から真方位224°1,380m付近 (概位 北緯34°36.9′ 東経135°02.1′) |
| 事故の概要 | 遊漁船第十二大雄丸は、東進中、また、プレジャーボートサンライズは、船首を西方に向けて漂泊中、両船が衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 令和4年12月7日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 遊漁船 第十二大雄丸、10トン HG2-5731（漁船登録番号）、個人所有 第293-32851号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート サンライズ、2.4トン 270-45619兵庫、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | A 右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部ガンネルに亀裂、バウレールに曲損及びスパンカーの留め具に破損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時 太陽の高度及び方位：高度 3.9°、方位 116.3° |
| 事故の経過 | A 船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、釣り客10人を乗せ、明石海峡大橋の橋脚付近で遊漁を開始した。 船長Aは、明石海峡大橋東方沖の釣り場へ移動することとし、操舵室右舷側の椅子に腰を掛けてA船を約5ノットの対地速力で東進させた。 船長Aは、太陽光の海面反射で正船首よりやや右舷方が見えにくかったが、そのうちサングラスを着用しようと思い、魚群探知機で探索を行いながら操船を続けた。 船長Aは、他船からの汽笛が聞こえた直後、操舵室の左舷方にいた釣り客が同室側壁を叩いたので、左舷方を見たが他船は見当たらず、続いて右舷方を見たところ、至近にB船を認めて左舵を取ったが、衝撃を感じて、A船とB船が衝突したことを知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、流し釣りを目的で明石海峡 |

| | |
|---------------------|--|
| | <p>大橋東方沖において船首を西方に向けて船外機を中立運転とし、漂泊を開始した。</p> <p>船長Bは、右舷方を向いて立った姿勢で釣りをを行い、魚が掛かったので魚を取り込んだ後、潮上りをしようと船首方を向いたところ、B船に向かって接近してくるA船を認めた。</p> <p>船長Bは、A船がB船の手前で漂泊を始めて流し釣りをすると思い、A船が停船してから潮上りを開始しようと漂泊を続けた。</p> <p>船長Bは、その後、A船が停船しないので危険を感じて汽笛を鳴らしたが、更に接近するので船外機を後進に掛けた直後、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、A船がB船の釣り具に接触しながら右舷方を通過した後に船尾方で停船したのを見て、118番通報を行った。</p> |
| <p>分析</p> | <p>A船は、東進中、太陽光の海面反射で正船首よりやや右舷方が見えにくい状況下、船長Aが、魚群探索を行いながら操船を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を西方に向けて漂泊中、船長Bが、B船に向かって接近してくるA船を認めた際、B船の手前で漂泊を始めて流し釣りをすると思い、A船が停船してから潮上りを開始しようと漂泊を続けたことから、停船しないA船に危険を感じて汽笛を鳴らし、船外機を後進としたが、避けることができず、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、A船が東進中、B船が船首を西方に向けて漂泊中、船長Aが、太陽光の海面反射で正船首よりやや右舷方が見えにくい状況下、魚群探索を行いながら操船を続け、また、船長Bが、A船が停船してから潮上りを開始しようと漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、海面反射により見張りに支障があると感じた場合、魚群探索に意識を向けず、他船を見落とすことがないようにサングラスを着用するなどして適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、漂泊中、接近する他船を認めた場合、他船が自船に気付いていない可能性があるため、余裕のある時機に注意喚起を行い、早めに衝突を避ける措置を採ること。 |